

◇ 裁判員等の義務・負担に関わる措置等について

- ・ 裁判員として関わることに對して多くの人がまず思うのは、司法や犯罪心理等を学んだことのない自分が人を裁くことなどできるのか、誤った判断をしないか、人を苦しめたり悔やんだりすることにならないかといったことである。制度導入の意義を概ね理解したとしても、プロの、訓練を重ねた人に任せた方が良いのではないかと考えるのは当然とも言える。

その不安を軽減し、多くの人に参加意欲を持たせるには、やはり実際に裁判員を経験した人の率直な感想を聞くことが一番であると考えられることから、体験談などがもっと伝わるような工夫が求められる。

また、制度導入とともに量刑や更生のことについて学習する機会が増えることが望まれたが依然としてそうした機会は少なく、裁判員を経験して初めて関心を持つようになる人がほとんどと思われる。量刑や更生等への関心の高まりは制度導入の成果と言えるが、基盤整備のためにも学習と議論が積極的に進められることを望む。

「国民が更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築くための全国運動」と位置付けて法務省が実施している「社会を明るくする運動」も認知度を高め、成果をあげるための努力が必要である。

- ・ 守秘義務の範囲については、安心して裁判員を引き受けるために「何を話してはいけないのか」についてわかりやすい説明がほしい。また今後の改善に活かすため、あるいは裁判員の心理的負担の軽減のために、評議の内容においても義務を緩和できるところがないか検討いただきたい。
- ・ 精神病や障害の有無、性癖や薬剤の影響等々、専門の医師や学者の判断が必要となる事案の場合、知識のない裁判員の過度の負担となったり混乱することがないか検証いただきたい。

◇ 審理が極めて長期間に及ぶ事案について

- ・ 100日を超えるような裁判でも今のところ順調に実施されているようだが、負担は重く、また務めることが可能な人が限られ偏った裁判になりはしないかとの心配はやはりある。重大事件ということでは裁判員制度が相応しいということだと思いが、状況によって裁判官のみの裁判とするなど柔軟・適切に判断することになるかと思う。

国民には判断の理由等を説明し理解を求める必要がある。

以上